

	<p>全デジタル化による免許交付期間の短縮が期待され、基地局の迅速な展開を促進につながると期待しております。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
(4)	<p>この度の無線局の免許状等のデジタル化等に係る関係省令等の改正案について賛成の意見を申し上げます。</p> <p>特にアマチュア局の免許記録の「備付け」の条件について、その表示についてカードサイズまで縮小表示を認めていただくことにご配慮いただきましたこととお礼申し上げます。</p> <p>また、先般の意見募集において当連盟から提出いたしました意見をご理解いただき、移動するアマチュア局の免許記録等の備付場所等につきましても送信装置のある場所等に整理いただきましたことにつきましても併せてお礼申し上げます。</p> <p>さらには、提出意見の趣旨等をふまえていただき、個人が開設する移動するアマチュア局については、免許人がスマートフォンを携帯していれば、常置場所や送信装置のある場所にスマートフォン等を備え付けるといった必要がないよう整理いただきましたことについてもご配慮いただきありがとうございます。</p> <p>無線局の免許状等のデジタル化について早期整備に期待いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本アマチュア無線連盟】</p>	賛成の御意見として承ります。	無
(5)	<p>○電波法施行規則第 38 条第 1 項表の注一（一）免許記録 関係</p> <p>航空機においては免許記録等を表示する電子計算機その他の機器を恒常的に備え付けることは難しい。一方で、免許記録の備付けは免許記録の閲覧、免許記録等の電磁的写しも可能であり、運用、点検、検査時に確認・提示することができるとされている。航空機に搭載する無線設備の操作または整備を行う運航乗務員（パイロット）や整備士は iPad を携帯しており、携帯型 iPad を都度機内に持ち込む（携帯する）ことで、電子計算機その他の機器を無線局へ備え付けることになるかと理解するが、その理解で相違ないかご教示いただきたい。</p>	<p>これまでの免許状の備付け・掲示と同様、免許記録の備付け・掲示において、免許記録のインターネット閲覧又は電磁的記録による免許記録の写しによる対応をする場合は、無線局に電子計算機その他の機器を備え付ける必要があります。そのため、航空機局や航空機地球局については、航空機に電子計算機その他の機器を備え付ける必要があります。</p> <p>無線局に電子計算機その他の機器の備付けが困難な場合は、書面による免許記録の写し又は免許事項証明書を備え付けることにより対応をお願いします。</p> <p>航空機局や航空機地球局については、その態様等から航空機内に免許記録を備え付けておく必要があります。免許記録の備付けについて、携帯型 iPad を都度機内に持ち込む（携帯する）こと等による対応は、無線局に免許記録を備え付け※ているとはなら</p>	無

		<p>ないことから、このような対応はできません。</p> <p>※備付け：ある場所に置いて使えるようにしておくこと。 設けておくこと。</p> <p>以下の〔補足②〕についても御確認ください。</p> <p>※「総務省電波利用電子申請」システムにより、免許記録等の写しをダウンロード・印刷できるようになりますので、御活用ください。</p>	
	<p>○電波法施行規則第 38 条第 1 項表の注一（一）免許記録 関係</p> <p>書面申請を行った場合に免許記録を閲覧するには閲覧請求が必要であるが、免許後に一度請求を行うことにより恒常的に閲覧が可能となるか。無線局へ免許状を備付けるにあたり、都度の閲覧請求では即時性が確保できないため、初回の閲覧請求を行うことで以降も継続して閲覧可能であることが免許人の利益に資すると考える。</p>	<p>免許記録の閲覧請求については、免許記録を閲覧する毎に行うものではなく、一度請求をして頂ければ、継続的に閲覧に供されます。</p> <p>（閲覧に供された後、免許記録に記録されている事項の変更等が伴うような申請等をする場合等は除きます。）</p> <p>免許記録の閲覧請求や免許申請等の電子申請手続により免許人等のアカウントと免許記録とを連携するという情報システム上の仕組みにより、免許人等が安全確実に免許記録を閲覧できるようにしております。</p>	無
	<p>○無線局免許手続規則第 21 条の 5 関係</p> <p>免許記録・免許事項証明書等の様式は現行の免許状と同様であり、いずれも表題は「無線局免許状」等と表示されると記載がある一方で、本改正案新旧対照表には様式案が掲載されていないため、免許事項証明書の表題は、「無線局免許状」等と表記する方針に変更はないか確認させていただきたい。航空機においてはシカゴ条約により無線局のライセンスの備付けが義務付けられていることから、仮に免許事項証明書の表題が免許状（英訳 License）と表記されない場合、当該証明書が免許状と同一の内容であり、同様に法的効力を有することを明確にするため、電波法に基づき免許を証明するものである旨を様式内に明記させていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【Peach Aviation 株式会社】</p>	<p>免許事項証明書の表題は「無線局免許状」であり、英語併記についてもこれまでどおりです。</p> <p>例：航空機局の無線局の免許状 (JAPANESE GOVERNMENT AIRCRAFT STATION LICENSE)</p> <p>なお、新旧対照表の作成においては、現行規定からの変更がない場合は掲記しないものとなっておりますので御理解ください。（今回、免許記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式及び免許事項書の様式は、現行規定の免許状の様式から変更されておりません）。</p>	無
(6)	<p>今次改正の目的である「免許人等及び行政機関の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コスト削減に資する」ことが確実に達成されるよう、改正法令等の施行に際し、システムの利用者が免許更新ほか各種操作等に戸惑うことなく迅速かつ効率的に実施することができ、また、すでに免許を取得している者がシステムの新規性等から更新等に際し止むを得ず第三者に操作等を依頼しなければならなくなった場合</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p> <p>御要望については、本意見募集の対象ではありませんが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>電子申請等のサポートにつきましては、総務省電</p>	無

	<p>に追加的に生じるコスト負担等が軽減されるよう、次の措置をご検討いただきたく、よろしく願いいたします。特に、漁業無線を利用している多くの漁業者は零細な個人事業者であることに鑑み、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分かりやすいシステム設計 オンライン入力画面のデザインや構成等 ○事前説明会の開催 参加し易いよう小地域単位（市町村等）での開催もしくは巡回指導等 ○説明動画の作成、配付 申請手続き等に関するネットでの動画配信や希望者への DVD 配布等 ○コールセンターの設置 通話による質問の受付等（非パソコン画面チャット方式） ○手続き代行機関の支援（補助金） 手続き代行依頼を受けた代理店等から国へ申請があった場合の新システム利用割増経費分の補助 <p style="text-align: right;">【一般社団法人 全国漁業無線協会】</p>	<p>波利用電子申請のサポート（お問い合わせ）のページを御確認ください。（よくあるご質問に対する回答、お問い合わせフォーム、お電話によるお問い合わせ等について御案内させていただいております。）</p> <p>また、周知広報に係る御要望については、関係する団体等とも連携させていただきながら、広く周知広報に努めてまいります。</p>	
(7)	<p>○施行期日について、令和 8 年 5 月 31 日に無線局免許の有効期限が満了となる陸上移動系無線局（SR）の再免許申請の受付期間が令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までとなっています。大量の再免許申請が提出されることとなりますので、遅滞なく再免許に関する業務が遂行できるような施行期日を希望します。</p> <p>○免許記録等の備付け・掲示の方法について、免許記録等の閲覧は免許人以外にも変更申請などを行う代理人や定期検査などを行う登録検査等事業者も閲覧が必要になると考えております。円滑な無線局監理が可能となるためには必要不可欠なことと考えていますので、当該サーバーへアクセスできる権限の割当てについて、柔軟な対応を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 全国陸上無線協会】</p>	<p>電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 27 号。以下「改正法」という。）の規定に基づき、様々な状況等も踏まえて、施行日を令和 7 年 10 月 1 日としていますので、御理解をお願いします。</p> <p>御要望については、情報システムに係るものであり本意見募集の対象ではありませんが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
(8)	<p>（電波法施行規則第 38 条第 2 項関係）</p> <p>○小型漁船等については、電子機器その他の機器を置く場所がない、また、書面による免許記録の写しを紙掲示することになることから、書面による免許記録については申請をすれば免許事項証明書がもらえるようにして欲しい。</p>	<p>改正法に基づき、無線局の「紙の免許状」等を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入することとしており、免許記録の備付け・掲示においても免許記録のインターネット閲覧が基本となることから、免許事項証明書の交付請求は別に手続が必要となるものです。御理解をお願いします。</p>	無

<p>(電波法施行規則第 38 条第 2 項関係)</p> <p>○電子機器その他の機器を置く場所がない場合において免許記載記録等においても、小型漁船は管理できる場所であればどこでもよいとして欲しい。</p>	<p>以下の〔補足①〕についても御確認ください。</p> <p>これまでの免許状の備付け・掲示と同様、免許記録の備付け・掲示において、免許記録のインターネット閲覧又は電磁的記録による免許記録の写しによる対応をする場合は、無線局に電子計算機その他の機器を備え付ける必要があります。船舶内に電子計算機その他の機器を備え付ける必要があります。</p> <p>無線局に電子計算機その他の機器の備付けが困難な場合は、書面による免許記録の写し又は免許事項証明書を備え付けることにより対応をお願いします。</p> <p>国際条約等の関係から、船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局については、引き続き、免許記録の掲示義務を課すこととしており、また、その態様等から船舶外の管理保管できる場所では、無線局に免許記録を備え付け※しているとはできないことから、このような対応はできません。</p> <p>※備付け：ある場所に置いて使えるようにしておくこと。設けておくこと。</p> <p>以下の〔補足②〕についても御確認ください。</p> <p>※「総務省電波利用電子申請」システムにより、免許記録等の写しをダウンロード・印刷できるようになりますので、御活用ください。</p>	<p>無</p>
<p>(電波法施行規則第 45 条の 3 関係)</p> <p>○小型漁船等については、電子機器その他の機器を無線設備設置場所に置くことは難しいことから管理保管できる場所であればどこでもよいのではないか。</p>	<p>高周波利用設備については、「その常置場所又はその設備のある場所」に備え付ける必要があります。船上での備え付けが困難であれば、常置場所となる停泊場所に備え付けることが可能です。</p>	<p>無</p>
<p>(電波法施行規則第 38 条第 2 項関係)</p> <p>○常に表示させ、掲示するとなっているが電子機器その他の機器に常に表示していただければならないのか。</p>	<p>掲示の字義を踏まえ、規定のとおり「常に」表示しなければならないものです。</p> <p>掲示が必要となる無線局は、無線通信規則に基づき、船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局であることから、一般的に、①免許記録のインターネット閲覧や②免許記録の写しを電子計算機その他の機器に表示する方法ではなく、③書面（紙）による免許記録の写し又は④免許事項証明書（紙）での対応</p>	<p>無</p>

		<p>となると考えられます。</p> <p>※「総務省電波利用電子申請」システムにより、免許記録等の写しをダウンロード・印刷できるようになりますので、御活用ください。</p>	
	<p>(無線局免許手続規則第 33 条関係)</p> <p>○免許記録等の写し及び免許事項証明書等の扱いについて、「免許等がその効力を失ったとき又は免許記録等が変更されたときは、その免許記録等の写し又は免許事項証明書等を、破棄するか又は効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならないこととする。」とあるが、免許人等が行うほうが良いのか。</p> <p>【一般社団法人全国船舶無線協会】</p>	<p>免許人、登録人及び設置者の義務として、これらの者が破棄等を行わなければならないものとしていますが、破棄等を代理人等が行うことを排除しているものではありません。</p>	無

2. 1. 以外の御意見（個人等からの御意見）

※御意見は、適宜、整理又は要約しており、また、適宜の項目に取りまとめております。

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
①	<p>○オンライン等適切な方法により説明会の開催を希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の改正案は、大変難しく理解することが困難です。また、不明点も多数あります。 ・説明会が難しいようであれば、それに代わる動画での説明でも結構です。無線局の種別やオンライン申請の有無別等、分かりやすく説明をしていただきたくお願いいたします。 ・本件は意見を求めることよりも、無線局の免許人に対して説明をすることが極めて重要だと思います。適時適切な方法で説明会の開催を希望します。 	<p>御要望については、本意見募集の対象ではありませんが、制度改正の内容等については、関係する団体等と連携させていただきながら、適時適切に広く周知広報に努めてまいります。</p>	無
②	<p>○マイナンバーカードを活用し、無線局免許状・無線従事者免許証の紐付けを実施して欲しい。特にアマチュア局とデジタル簡易無線局については速やかなデータの紐付けを行って欲しい。</p>	<p>マイナンバーカードの活用等についての御意見は、本意見募集の対象ではありませんが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
③	<p>○アマチュア局については、常時、運用中は無線従事者免許証と無線局免許状を携帯させるように法改正して欲しい。</p>	<p>本意見募集の対象ではありませんが、無線従事者免許証は、従前より運用中の携帯を求めています（電波法施行規則第 38 条第 11 項）。</p> <p>免許記録（無線局の免許状）については、今後の検討に当たって</p>	無

		<p>の参考とさせていただきます。移動するアマチュア局については、従前より無線局の運用中の免許記録（無線局の免許状）の携帯は求めておらず、その態様等から、無線設備の常置場所や送信装置のある場所等に備え付けることができるものとしており、現時点で規制を強化する必要はないと考えます。</p>	
④	<p>○電子化を進めるだけでなく、従来通りの申請・紙免許を残したうえで、希望者のみ電子化する若しくは本人確認情報を不要にすべきではないか。</p> <p>○紙の免許状廃止について、アマチュア無線等は、無理に紙の免許状の廃止を行うのではなく、デジタル・紙の併用で良いと思う。</p> <p>○今まで通りの免許状とデジタル化した免許状のどちらかを選ぶ事が出来れば、何の問題も無く解決出来るのではないのでしょうか。</p>	<p>紙免許を残すという御意見については、〔補足①〕のとおり、改正法により、無線局の「紙の免許状」等を廃止し、免許事項証明書（免許記録に記録されている事項を証明した書面）の交付を請求できることとされており、本意見募集の対象ではないことから、御理解をお願いします。</p> <p>書面による免許申請は引き続き可能です。なお、改正法では、国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者に電子申請を義務付けることとされております。改正法の公布日（令和7年4月25日）から起算して1年を超えない範囲内の日に施行を予定しており、今後、省令案等について意見募集を行う予定です。</p> <p>本人確認情報を不要とすることについては、情報システムに係るものであり本意見募集の対象ではありませんが、情報セキュリティの観点からできません。</p>	無
⑤	<p>○総務省電波利用電子申請システムにより、現状の無線局事項書や工事設計書の内容を表示、確認できるようにして頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の設備の撤去や変更などを行う際に、複数の送信機のうち何番目かを考える必要があるが、送信機の一覧を取得する方法がありません。送信機の一覧を閲覧するサービスがあれば、利用者及び行政側（サポート窓口など）の負担が減るのではないかと思います。 ・自分の免許にも関わらず、免許のデータベースにアクセスできず、申請時に知りたい免許情報がわからない。無線局の免許は、無線局事項書や工事設計書に記載した内容を元に総務大臣が許可しているものであり、その内容を免許人が確認できない今の仕組みは合理的ではないと考えます。 ・今回の改正案に閲覧できる条項として工事設計書や附属装置なの 	<p>御要望については、情報システムに係るものであり、法令に規定するものでもないため、本意見募集の対象ではありませんが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

	が記載された添付ファイルなども閲覧可能であると明記してほしいです。		
⑥	○免許事項証明書等を申請することでも更新できるのかもしれないが、なぜ免許申請だけで免許事項証明書を発行しないのか。全く利便性を考慮していない。今後の免許更新はどうすればいいのか。	改正法により、無線局の「紙の免許状」等を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入することとされており、免許記録の備付け・掲示においても免許記録のインターネット閲覧が基本となることから、免許事項証明書の交付請求は別に手続が必要となるものです。御理解をお願いします。 以下の〔補足①〕についても御確認ください。 また、具体的な事務手続等について御不明の点がありましたら、所轄の総合通信局等に御確認をお願いします。	無
⑦	○電波法施行規則（新）第 53 条の改正について、 無線通信士及び第 1 級海上特殊無線技士の申請をする場合について、「所持人自署」の欄があるが、電子申請で行う場合、どのような取り扱いになるのか整備された方がよいと思います。 「写真」は、従事者規則第 46 条第 1 項第 3 号による添付書類に該当するが、「所持人自署」は添付書類に該当しないので、原案通りですと、スキャナで読み取って送信することはできないと思われます。	「所持人自署」欄については、申請書様式における記載事項の一部であるため、電子申請等において入力頂く情報の一つとして整理しております。 なお、実際の電子申請においては、電子申請システムの入力フォームから提出頂く形を想定しております。	無
⑧	○電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件（別紙 4-6）第 6 号について、 「訂正の申請」とあるのは「訂正の申請 免許証」に改めた方がよいと思います。	御意見のとおり修正します。	有
⑨	○現在紙の免許状を保有していますが、有効期限が「無期限」となっているため、改正後も免許状記載事項の変更がない限り、このまま保有していることで半永久的に問題ないでしょうか。	現在交付されている免許状は、施行日以後、当該免許状に係る無線局の免許記録に記録されている事項と当該免許状に記載されている事項が変わらない限りにおいて、当該免許記録に係る免許事項証明書と見なすこととしています。	無
⑩	○免許記録の掲示が必要な無線局に航空機局が含まれていないことから掲示が必要ないと理解しましたが、フライトの際に航空機に持ち込まなくてもよいのでしょうか。	規定のとおり、航空機局については免許記録の備付けが必要です（電波法施行規則第 38 条第 1 項）（掲示することまでは不要ですが、備付けは必要となっています。）。 なお、航空機局については、その態様等から、航空機内に免許記	無

		録の備付けが必要であり、免許記録の備付けについて、電子計算機その他の機器を都度機内に持ち込む(携帯する)こと等による対応はできません。	
⑪	○新規の航空機局の免許を予定しており、紙で申請します。免許状が発給されないようですが、免許状の備付はどうすればいいのでしょうか。	免許申請に併せて、免許事項証明書(免許記録に記録されている事項を証明した書面)の交付請求をお願いします。免許記録の備付けは、当該免許事項証明書を備え付けることで対応できます。	無
⑫	○毎年度当初に頂く定期検査通知書、登録点検実施報告後の検査結果通知は、今まで通り紙で頂けるのでしょうか。	引き続き、定期検査通知書については郵送により行います。登録点検実施報告後の検査結果通知書については、電子申請の場合には原則として電子処分通知等により行います。	無
⑬	○アマチュア局について、免許記録に記録する事項や無線局等情報検索で表示する周波数等について、周波数等の一括表示記号を用いず以前の個別の指定とすること、少なくとも国等による検査等を受けなければならない200W以上は別の周波数等の一括表示記号とすることを希望する。 ・無線局を開設する者同士、相互に許可された周波数帯および出力の確認ができないと、違法に無線局を開設している者に注意喚起や行政への通告等ができません。 ・アマチュア無線の従事者免許を受けている者が、許可されていない周波数帯や出力で無線局を開設して摘発される例もあり、行政の摘発が無いと違法行為が相互監視できないのは問題です。 ・実際に許可になっている周波数、空中線電力を確認することができないために、指定されている空中線電力を超過して運用するアマチュア局の温床になっています。 ・昨今、第1級アマチュア無線技術取得者が、200Wを超える申請、落成検査をせず200W超過の局が多数見受けられます。 ・免許された内容を逸脱した運用をしないような注意意識の高揚、不法運用についての関係各所への連絡や報告を容易にすることを可能とすることにより、電波法順守の意識も高まり、かつより上位資格取得や正規な免許制度に従った無線局の申請・運用を促すものとする。 ・本来の目的は各個人の資格が明確になることではなく、電波防護指	御意見については現行規定の内容等から変更等をするものではなく、本意見募集の対象ではありませんが、次のとおりですので御理解をお願いします。 無線局等情報検索については、情報通信行政の透明性の向上を図るとともに、電波利用の一層の推進を図るため、「無線局の免許記録に記録されている事項」を公表の対象(電波法第25条第1項)としているものであることから、周波数等の一括表示記号が公表の対象となります。 周波数等の一括表示記号については、一般社団法人日本アマチュア無線連盟のほかアマチュア無線関係者を含む有識者等を構成員とする「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」の提言書※(令和4年8月)等に基づき検討が行われ、導入されたものです。 ※提言書「4. アマチュア無線局免許制度の簡素合理化」抜粋 アマチュア無線局に指定可能な電波の型式、周波数および空中線電力を記号により一括して指定すること(中略)は、より容易にアマチュア無線局の申請を行うことができることにつながり、アマチュア無線局を開設・運用する際の手続の簡素合理化につながる。これらは特に、青少年などの初心者やライトユーザーにとって、アマチュア無線を始めやすく・続けやすくなることにつながるものと考えられる。 また、以下の「〔補足説明〕周波数等の一括表示記号について」のとおり、周波数等の一括表示記号の導入の趣旨等から、落成検査の要否などによる更なる区分をすることなどは、考えておりません。	無

	<p>針等によって許可された電波の型式、空中線電力を明示することではと思います。</p>	<p>なお、引き続き、不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、取締り、周知等の取組を適切に実施してまいります。</p> <p>〔補足説明〕周波数等の一括表示記号について 周波数等の一括表示記号は、アマチュア局が多数の免許人で周波数を共有してお互いに譲り合いながら電波を使用しており、かつ、一の規格であること等から、その態様等に鑑みて、いずれのアマチュア局であっても「周波数の割当て可能性」が同じとなることに着目して、アマチュア局として周波数の割当て（割当てに係る空中線電力を含む。）が可能な全範囲について、周波数等の一括表示記号を導入したものです。一方で、無線従事者資格等の区分に応じた周波数等の制限があることから、全てのアマチュア局に同一の周波数等の一括表示記号による表示をすることは不合理であるため、結果として、これらの区分に応じた周波数等の一括表示記号を定めるものとしたものです（無線従事者資格に紐付いて周波数等の一括表示記号を定めたものではなく、結果として無線従事者資格等の区分に応じた周波数等の一括表示記号と見えることとなったものに過ぎません。）。</p> <p>このため、①あくまでも免許記録等の記録上の簡素化等を行うためのものですので、実際には、工事設計書に記載した無線設備が発射可能な周波数等しか用いることはできません。また、②これまでどおり、工事設計書の記載などは必要となります。</p> <p>ただし、人工衛星等のアマチュア局については、国際調整等の結果を踏まえ、個別に周波数等を指定すること等から、周波数等の一括表示記号の対象外としております。</p>	
⑭	<p>○総務省電波利用電子申請システムのメンテナンスや予期せぬ障害によりアクセスできない場合については、「直ちに」の解釈から除くという考えでよろしいか。</p> <p>○免許記録等に紐づけられたアカウントが、何らかの理由でアクセスできなくなった場合について、原因が官庁側にある場合と免許人等側にある場合とで其々の解釈をお伺いしたい。</p>	<p>これまでの免許状等の備付け・掲示と同様、規定のとおり、免許記録等は無線局に備え付けた電子計算機その他の機器に必要なに応じ直ちに表示しなければならないものとしており、これは、インターネット回線の障害、総務省電波利用電子申請システムの障害、免許人等の電子計算機その他の機器の障害等、原因や理由を問わず、対応しなければならないものです。</p> <p>免許記録等の備付け・掲示については、総務省電波利用電子申請システムにより、免許記録等の写しをダウンロード・印刷し、当該免許記録等の写しを備付け・掲示することでも対応ができることとしており、予めこれらの対応を行っておくことを推奨しております。</p> <p>以下の〔補足②〕についても御確認ください。</p>	無

⑮	○電磁的記録等による免許記録等の写しについて、偽変造防止対策についてはどのようなものを検討しているか。	情報システムに係るものであり本意見募集の対象ではありませんが、免許記録等の写しを偽造・変造することは、公文書を偽造・変造する犯罪に該当するおそれがありますので、絶対に行わないでください。どのような偽造変造防止対策を行っているかについては、公表は控えさせていただきます。	無
⑯	○免許等が効力を失ったり内容が変更となったりしたときの、その免許記録等の写し又は免許事項証明書について、例えば写しや証明書にシリアル番号等を付しておき、これを照会することで現在の有効性を容易に検証できるようにする(在留カード等番号失効情報照会システムのイメージ)等、破棄を呼びかける以外の対策は検討しているか。	規定のとおり、免許人、登録人及び設置者の義務として、これらの者が破棄等を行わなければならないものとしています。 免許記録等の有効性は、免許人等は免許記録等のインターネット閲覧により確認可能であり、また、免許記録及び登録記録については、不公表情報を除き、総務省電波利用ポータル※「無線局等情報検索」においても確認が可能です。 ※総務省電波利用ポータル： https://www.tele.soumu.go.jp/index.htm	無
⑰	アマチュア無線局のハイパワーの申請で、国の職員に検査に来てもらった際、その場で免許状をもらいましたが、電子申請した場合はそれができなくなるということでしょうか。その場合どのタイミングから運用できるでしょうか。	具体的な事務手続等について御不明な点等がありましたら、所轄の総合通信局等に御確認をお願いします。 なお、免許記録のインターネット閲覧のシステム処理には、当面1日程度が必要となる予定であり、無線局が運用できるタイミングは、免許記録が閲覧に供され免許人が免許記録のインターネット閲覧が可能となったときからとなります。	無
⑱	○免許事項証明書を複数回申請して、家に置く用、車に置く用といったふうに使い分けたいです。また、一度の申請で手数料を枚数分貼れば証明書を同時に複数枚の発行を認めてほしいです。	免許記録の備付け・掲示は、免許記録のインターネット閲覧により、対応できるようになります。また、免許記録が閲覧に供されインターネット閲覧ができれば、免許記録の写しをダウンロード・印刷することも可能となっており、ダウンロード・印刷した免許記録の写しも、備付け書類として利用することが可能です(請求手数料もかかりません)。 免許事項証明書は、備付け書類として1枚備え付けておけば無線局の運用が可能であることから、1度の申請に対して同時に複数枚の免許事項証明書を交付することは想定しておりません。	無
⑲	○備付けでは直ちに表示させる必要があるとのことですが、システムにログインして表示ボタンを押すというタイムラグは許されるべ	規定のとおり、「必要に応じ直ちに表示」させる必要があります。(タイムラグが許される場合とそうでない場合があると考えま	無

	きと考えます。(それともダウンロードしておいて、デスクトップにそのファイルを置いておくくらい早くないとだめですか。)	す。)	
⑳	○個人のアマチュア局では色々な備付けができるようですが、社団局についても広げてほしいです。	今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。 個人が開設するアマチュア局は、免許人である無線従事者がただ一人であり、一方、社団局は複数の無線従事者が選任、複数の者が無線局を管理運用するものであることから、無線局の態様や無線局の適切な管理運用等の観点で個人が開設するアマチュア局と同様とすることについては、慎重な検討が必要と考えます。	無
㉑	○電子免許を受けていた場合で、その後に紙の申請で免許状の内容が変わる変更をしたときは、電子免許は見られなくなりますか。見られなくなる場合、そのタイミングはいつになりますか。もし返信用封筒でお願いしていたとき、電子免許も見られない、紙の免許も届いていないその間は免許がない状態(運用はできない状態)となりますか。	具体的な事務手続等についてご不明な点等がありましたら、所轄の総合通信局等に御確認をお願いします。 なお、書面申請等による申請等の許可等後、免許記録は閲覧に供されなくなります。無線局には免許記録を備え付けなければならないものとしており、免許記録のインターネット閲覧や免許事項証明書の備付け等による対応がなされていない場合、無線局は運用できません。	無
㉒	200W 超える申請で、送信装置を追加だけでも再度、一より新規に申請が必要となります。結果、申請をせず運用者が多いのが実態です。200W を超える局で正しく落成検査を受けた者は正しく運用をしています。送信装置追加は変更届(技適取得品の場合)のみで許可頂ける以前に望みます。	本意見募集の対象ではありませんが、次のとおりですので御理解をお願いします。 空中線電力200Wを超えるような送信装置の追加は、電波監理上、他の無線局への影響が大きいことから、国や登録検査等事業者による検査等が必要としています。 また、特定無線設備は、小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるものであり、アマチュア局にあっては、アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。)に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50 ワット以下(54MHz 以下の周波数の電波を使用するものについては、200 ワット以下)のものを対象としています。 引き続き、不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、取締り、周知等の取組を適切に	無

		実施してまいります。	
⑳	ドローン情報基盤システムのように、現在どんな手続きや作業が行われているのか、登録されている無線機一覧、登録されている局免一覧、登録されている従免一覧、使用できる周波数や出力等の詳細な範囲、マイナンバーカード認証を活用した本人確認、JARL との連携、アマチュア無線、デジタル簡易無線などバンドを越えた連携表示、クレジットカードでの電波利用料の支払い、電波利用料の支払い一覧などをお願いします。デジタル化だけを目的にせず、業務効率化とスムーズな情報提供、手続きの簡素化、即時化をお願いします。	本意見募集の直接の対象ではないと考えられますが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
㉑	○本人確認手続の一元化および省力化について、他省庁が所管するマイナポータル等との連携により、行政機関間での情報共有を促進し、利用者による重複的な本人確認・書類提出等の負担を軽減されたいと存じます。 ○申請状況の可視化機能の導入について、電子申請後の審査・処理状況を利用者が随時確認できるよう、オンラインでのステータス表示および通知機能の整備を望みます。これにより、利用者側の不安軽減と行政対応の透明性向上が期待されます。 ○モバイルデバイスへの対応強化について、現在の行政手続きポータルにおいては、一部スマートフォン・タブレット等からの操作性に課題が見られます。今後はマルチデバイス対応のインターフェース設計を推進いただき、デジタルデバイドの解消に寄与することを願っております。	御意見については、情報システムに係るものであり本意見募集の対象ではありませんが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、総務省電波利用電子申請システムでは、申請者・免許人等が申請等の処理状況を把握できるようにしております。	無
㉒	○原案に賛成する。なお、未だに警察官によっては常置場所に保管することになっている免許状や登録状の原本の提示を求める例を散見するので、施行後は電子免許状（登録状）の提示で良いことを捜査機関等への周知を徹底して頂きたい。	賛成の御意見として承ります。制度改正の内容等については、関係する団体等と連携させていただきながら、広く周知広報に努めてまいります。	無
㉓	○移動して運用するアマチュア局に在っては、免許人名義のスマートフォン等による電子免許状提示を可とするようにしていただきたい。	個人が開設する移動するアマチュア局については、免許人が携帯するスマートフォン（カードサイズ※以上の映像面のもの）等に免許記録を表示する方法により対応ができます。※無線従事者免許証、マイナンバーカード、キャッシュカード等の大きさです（ISO/IEC 7810 ID-1）	無

②⑦	○改正案の規定に、①「電子免許状を画面表示する際の最低限の画面サイズの明記」、と②「実物大表示時はスクロール表示可」・「紙と同等の明瞭度で文字が認識できること」を明記すべき。	<p>改正案の規定のとおりとします。</p> <p>改正案では、免許記録の備付けについて、電子計算機その他の機器は、㊦「当該免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのもの」であって、㊧「当該免許記録を当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるもの」に限ると規定しております。</p> <p>御意見について、御意見①については、上記㊦を要件として規定することにより、免許記録及び免許事項証明書の態様等に応じた柔軟な制度運用を図ることとしたものであり、全体表示の最低限の画面サイズを省令では定めず、「一覧性を確保して表示できる大きさ」の具体的な解釈は、別に明示（改正案の概要のとおり。今後、総務省電波利用電子申請システム等においても記載。）することとしたものです。また、御意見②については、上記㊧のとおり免許事項証明書と同等程度の大きさ・同等の見やすさ（明瞭度も含む。）で表示ができるもの（電子計算機その他の機器の機能）であることを規定しており、結果として当該表示可能な機能を有していればよいと見なされ、スクロール機能や拡大機能などの具体的な機能等を規定する必要はないと考えます。</p> <p>これらにより、今後の機器の市場・技術動向等の変化等に応じて、柔軟な制度運用を行うことを想定しています。</p> <p>なお当然ながら、規定の解釈は、免許人等には委ねられておらず総務省が行うものであり、今後、総務省電波利用電子申請システム等において明示いたします（明示した要件に適合しない場合は法令に適合しないこととなり、免許記録を備え付けていないこととなります。）。</p>	無
②⑧	○外国人が開設するアマチュア局の免許状は A4 版なので、スマホ画面等で表示する際の顔面サイズには配慮されたい。	<p>免許事項証明書の大きさが A4 となる、人工衛星等のアマチュア局及び外国人等が開設するアマチュア局については、アマチュア局以外の無線局（A4）と同じ扱いとなります。誤解が生じないよう、この点は分かるようにして、周知広報に努めてまいります。</p>	無
②⑨	○方向性としては賛成。ただし、免許状の掲示の規定について緩和あるいは使い勝手のよい制度にしなければ煩雑なものになるので工夫いただきたい。	<p>賛成の御意見として承ります。今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

③⑩	<p>○その他の御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査職員証明書も、逮捕状等のように、デジタル化すべき。 ・ 不正防止のための行動指針・罰則を示すべき。 	<p>今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
③⑪	<p>○その他の御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免許申請時に、「申請する」を押す際に、自動的に「申請書の写しと添付ファイルがシステムに残り後から確認できる」ようにシステムを改修してください。免許状の電子化の際に、現行のアマチュア局の免許申請システムの不備についても、同時に改修を希望します。 ・ 電波利用電子申請を利用には、法人の場合、本人確認情報に「G ビズ ID」または「電子証明書」が必要だが、取得できないため電子申請を利用できない（免許を更新できない）。 	<p>御意見については、情報システムに係るものであり本意見募集の対象ではありませんが、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「G ビズ ID」または「電子証明書」の取得については、それぞれの発行元に、総務省電波利用電子申請システムについては、ヘルプデスク等に御相談をお願いします。</p>	<p>無</p>
③⑫	<p>○その他の御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国の国家動員法・国家情報法（スパイ・破壊活動等）に影響される会社・人の排除するための法的根拠を示すべき。 	<p>本意見募集の対象外となります。</p>	<p>無</p>

〔補足①〕無線局の免許状等のデジタル化等の背景及び免許記録等の備付けの方法等について

政府全体として、個々の行政手続やこれに関する行政機関の事務が一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト原則」を推進しており、電波法に基づく行政手続についても、完全デジタル化（電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等）を進めることにより、免許等の交付までの迅速化や、利便性の向上等が実現し、免許人等及び行政機関の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コスト削減等が期待されております。

こうした背景等の中、改正法に基づき、無線局の「紙の免許状」等を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入することとなりました。

今後は、無線局への免許記録の備付けについても、①免許記録のインターネット閲覧を基本として、②免許記録の写しを電子計算機その他の機器に表示する方法や③免許記録の写しを印刷したものを備え付けることによっても、対応できることとしており、電子申請が困難な場合等これらの備付けの方法をとることができない場合を念頭に、④免許事項証明書の交付を請求し、これを備え付けることができることとしております。このため、④免許事項証明書については、必要な方のみが請求する書類となります。

※総務省電波利用電子申請システムにより、免許記録等の写しをダウンロード・印刷できるようになりますので、御活用ください。

〔補足②〕無線局の免許記録の備付けについて

電波法では、「無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない」（電波法第4条）として免許制度を採用し、「総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、当該免許に係る免許記録を作成」する（電波法第14条、第27条の5第2項等）としています。免許記録は、総務大臣が適法に免許を与えた無線局であるということを対外的に証明し、その免許の内容を表示するものです。また、無線局は免許記録に記載されたところにより運用しなければならない（電波法第52条～第55条）こととしており、免許記録は運用の基準としても重要な意味を持ちます。

このため、免許人を含む当事者や第三者が、いつでも必要に応じて、

①無線局が免許を受けていること（その内容を含む。）

②無線局の運用時、点検・検査時等に無線局が免許内容に従って運用されていること

を直ちに容易に確認できるようにするため、免許記録は無線局に備え付けておかなければならないものとしております。そして、その備付場所は、無線設備の設置場所（送信装置のある場所等）を原則とし、無線局の態様に鑑みてその無線局を管理する場所としております（電波法第60条、電波法施行規則第38条、第38条の3）。

免許記録の備付けは、免許人が無線局の免許を受けていることを対外的に証明し、無線局の運用時等に免許内容を容易かつ迅速に確認できるものであり、電波の適正な利用の確保の観点のみならず、免許人やそのサービス利用者等の関係者の保護にもつながるものです。制度の趣旨等について、御理解をお願いします。

なお、登録記録や許可記録の備付けについても同様です。

※備付け：ある場所に置いて使えるようにしておくこと。設けておくこと。（新村 出編（2018）広辞苑（第7版）. 岩波書店. 参照）